

2003年07月01日

技術基準適合証明番号及び工事設計の認証番号の変更について

総務省告示第460号（平成15年7月1日：特定無線設備に付する文字等を変更する件）に基づき弊社で発行する技術基準適合証明番号及び工事設計の認証番号を以下のとおり変更いたします。

変更日：平成15年7月1日 申請の受理分より

なお、平成15年6月30日までに申請の受理を行ったものについては変更前の証明番号及び認証番号を発行いたします。

主な変更点：

1. 指定証明機関の区分番号が「03」から「003」に変更になりました。
2. 特定無線設備の種別を表す省令記号の後に付していた記号を廃止しました。
3. 新規申請を行った年を証明番号及び認証番号に表記する事としました。
4. 認証番号に申請の区分を示す番号を付す事としました。
5. 新規申請に対する簡易申請の回数を認証番号に付する事により、新規申請時に付番した3桁の番号を変えずに管理することが可能となりました。

技術基準適合証明番号の構成

